

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年3月29日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長狩野仁志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ（当社並びに連結子会社、以下同じ）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、当社グループ（金額的に重要性が僅少である会社を除く）を対象として行なった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3 に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社の平成29年11月期の決算の過程において、監査人から同社の連結子会社に対する開示書類作成に必要な数値の集計誤りや各種資料の整備の不備、決算処理における考慮不足等、多くの指摘を受けました。

これは、同社が全社的な内部統制において、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識、経験を有した社内、及び連結子会社の人材が不足していたこと、また、社内の補完も十分に機能できなかったことにより生じたものと認識しております。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

株式会社ネクスグループが当事業年度末までに是正できなかった理由は、前事業年度または当事業年度に新規にグループ化した連結子会社3社及びその子会社に対し、決算業務を適切に遂行すべく内部統制の整備、運用を計画的に進めておりましたが、管理部門内における複数名の退職などの影響により、当初予定していた整備人員の確保及び人材育成が計画どおりの達成に至らず、各種の対応策も十分な実施までには及ばなかったことに起因します。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループといたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、

以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。翌連結会計年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

- (1) 決算財務報告プロセスの見直しと運用
- (2) 管理体制改編により、当社及び子会社において適切な人材の配置
- (3) 経理・決算業務に関する基礎及び専門知識の習得や専門知識を有した人材の補充

なお、監査人より指摘を受けた必要な修正は連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。